

予 算 第 一 特 別 委 員 会 議 題

令和 6 年 3 月 25 日 (月)

大 会 議 室

- |    |           |  |
|----|-----------|--|
| 1  | 市第 82 号議案 | 令和 6 年度横浜市一般会計予算 (関係部分)                  |
| 2  | 市第 83 号議案 | 令和 6 年度横浜市国民健康保険事業費会計予算                  |
| 3  | 市第 84 号議案 | 令和 6 年度横浜市介護保険事業費会計予算                    |
| 4  | 市第 85 号議案 | 令和 6 年度横浜市後期高齢者医療事業費会計予算                 |
| 5  | 市第 86 号議案 | 令和 6 年度横浜市港湾整備事業費会計予算                    |
| 6  | 市第 92 号議案 | 令和 6 年度横浜市市街地開発事業費会計予算                   |
| 7  | 市第107号議案  | 横浜市介護保険条例の一部改正                           |
| 8  | 病第 2 号議案  | 横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正                    |
| 9  | 市第 93 号議案 | 令和 6 年度横浜市自動車駐車場事業費会計予算                  |
| 10 | 市第100号議案  | 令和 6 年度横浜市埋立事業会計予算                       |
| 11 | 市第101号議案  | 横浜市GREEN×EXPO 2027推進基金条例の制定              |
| 12 | 市第 87 号議案 | 令和 6 年度横浜市中央卸売市場費会計予算                    |
| 13 | 市第 88 号議案 | 令和 6 年度横浜市中央と畜場費会計予算                     |
| 14 | 市第 89 号議案 | 令和 6 年度横浜市母子父子寡婦福祉資金会計予算                 |
| 15 | 市第 90 号議案 | 令和 6 年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計予算                 |
| 16 | 市第 91 号議案 | 令和 6 年度横浜市公害被害者救済事業費会計予算                 |
| 17 | 市第 94 号議案 | 令和 6 年度横浜市新墓園事業費会計予算                     |
| 18 | 病第 1 号議案  | 令和 6 年度横浜市病院事業会計予算                       |
| 19 | 市第105号議案  | 横浜市地域療育センター条例及び横浜市総合リハビリテーションセンター条例の一部改正 |
| 20 | 市第106号議案  | 横浜市国民健康保険条例の一部改正                         |

## 附帯意見（案）

我が国が直面している急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、本市においても、中期計画の基本戦略として掲げる「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」の実現に向け、子育て支援施策の充実を図っていくことが必要である。

出産（正常分娩）は自由診療であるため、費用は医療機関等によって異なり、特に本市を含む首都圏では出産費用が高額になるなど、地域によって格差が生じていることが課題である。

令和6年度予算案において、出産時の経済的な負担軽減を目的とし、出産費用助成事業が計上されている。本事業は、厳しい財政状況の中、市の負担により出産育児一時金に上乗せして助成を行うものである。

一方で、国は、令和8年度を目途に、出産費用（正常分娩）の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等のさらなる強化について検討を進めている。出産費用が保険適用された場合には国の制度により出産費用の負担軽減がなされるが、通常、保険診療の場合には窓口で一定の自己負担が求められる。保険診療になることで出産費用に自己負担が生じてしまえば、国や本市による出産費用の経済的な負担軽減に向けた施策に逆行してしまう。自己負担が生じない制度の早急な設計が望まれる。

なお、国により保険適用された際には、速やかに出産費用助成事業を終了し、国の制度へ移行すべきである。

さらに、保険適用までの事業となれば、助成金の支給に係る事務経費について可能な限り効率的に執行されることが望ましい。

出産費用は年々増加傾向にあるため、本市の行う出産費用助成の恩恵を市民が受けにくくなることが懸念される。国が令和6年度から「出産費用の見える化」を行い、妊婦の方々が費用やサービスを踏まえ適切に医療機関等を選択できる環境の整備を進めており、本市においても、妊婦が自身の希望に合った費用やサービスを提供する医療機関等を選択できることが望ましい。

また、出産にかかる経済的負担については、分娩だけではなく、不妊治療も含め妊娠期から出産後まで継続するものである。特に、本市の妊婦健康診査の公費負担額は政令市の中でも低い状況にあり、妊婦の経済的な負担が大きいことも課題である。安全かつ安心して出産を迎えるためには、産前産後の経済的な負担軽減も不可欠であり、早急に課題の解決が求められる。

そこで、次の事項について特段の対応を図られたい。

- 1 出産費用の保険適用に当たっては国民に自己負担が発生しないよう早急に制度設計を行うとともに、保険適用の実現までの間の対応として、出産育児一時金の地域加算制度の構築など出産費用の地域格差を解消するよう国に対して引き続き要望を行うこと。
- 2 出産費用の保険適用が行われた際には、出産費用助成事業は終了とし、速やかに国の制度に移行すること。また、本事業は保険適用までの事業であるため、助成金の支給にかかる事務経費について可能な限り効率的な執行に努めること。
- 3 本市としても、国の「出産費用の見える化」を積極的に市民に周知し、妊婦の適切な医療機関等の選択を支援するとともに、出産費用助成事業実施後の市内の分娩取扱施設の費用やサービス内容の動向について把握していくこと。
- 4 出産費用だけでなく、産前産後等の経済的支援の充実を図ること。特に妊婦健康診査にかかる費用の負担軽減については速やかに取り組むこと。